

平成 18 年 5 月 31 日 制定
平成 21 年 5 月 28 日 改定
令和 4 年 10 月 27 日 改定

耐火物研究助成金規則

(目的)

第1条 本規則は耐火物協会並びに耐火物技術協会（以下両協会といふ）が耐火物研究助成金（以下助成金といふ）を交付し、わが国の耐火物並びに耐火物に関する研究の振興及び若手研究者の育成を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この規則により交付する助成金は、耐火物研究助成金とする

(交付の対象)

第3条 助成金の交付対象は、耐火物並びに耐火物に関する研究とする。

(助成金募集方式及び交付金額)

第4条 耐火物研究助成金の募集は、研究テーマ公募方式（以下 A 方式といふ）と、定められた研究主テーマに対する研究テーマを募集する方式（以下 B 方式といふ）の 2 方式で行う。

2. A 方式の助成金交付金額は両協会の各年度の予算に定めるものとし、総額は年間 300 万円程度、一件ごとの交付金額は原則として 50 万円、研究期間 1 年とする。
3. B 方式の助成金交付金額は両協会の各年度の予算に定めるものとし、採択件数は毎年一件、交付金額は原則として 100 万円、研究期間 2 年とする。

(助成金交付対象の公募)

第5条 助成金の交付対象は、関係機関並びに耐火物技術協会のホームページで公募する。

2. 公募の期間は、毎年 10 月、11 月の 2 ヶ月間とする。

(申請者の資格)

第6条 助成金の申請有資格者は、日本の大学、高等専門学校の教授、准教授、講師、助教、助手並びに公的研究機関に所属する研究員とする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める研究助成金交付申請書により申請する。

2. 同一申請者は、異なる研究課題であっても、同時に複数の申請を行うことはできない。

(審査及び承認)

第8条 助成金交付対象の審査は、別に定める耐火物研究助成金審査規程に則り、耐火物研究助成金選考委員会が行い、それに基づき推薦された交付対象案件について毎年 1 月にそれぞれ開催される両協会の理事会もしくは常任理事会の承認を得るものとする。

(審査結果の通知)

第9条 審査結果は文書により申請者に通知する。

(審査結果の公表)

第10条 助成金の交付が決定した研究者の氏名及び研究課題名は、両協会の総会並びに「耐火物」誌（3 月号）において公表する。

(助成金の交付)

第11条 助成金は各年度の初めに交付する。

(助成金の交付)

第12条 助成金の使途については、申請した研究課題の範囲内であれば、交付を受けた者の判断にゆだね、格別の拘束は行わないが使途については第13条第1項に定める研究の成果報告の中で報告するものとする。

(研究成果の報告及び公表)

第13条 助成金の交付を受けた者は、交付の対象となった研究の成果を、研究終了後速やかに両協会に報告するとともに、耐火物技術協会の年次学術講演会での発表と、A方式では「耐火物」誌への論文もしくは技術報告の投稿が、B方式では論文の投稿が義務付けられる。

2. 研究成果を公表する場合は、この助成金の交付を受けた研究であることを付記しなければならない。

(権利の帰属)

第14条 助成金の交付対象となった研究成果は研究者に帰属するが、特許権等の知的財産権の取り扱いについては、原則として研究者が所属する大学・機関等の規程・内規等に従うものとする。

(事務局)

第15条 助成金に関する事務局は、両協会の専務理事または常務理事が担当する。

(助成金審査規程)

第16条 助成金の公正な審査を行うために、耐火物研究助成金審査規程を別に定める。

(改廃)

第17条 この規則の改廃は両協会理事会もしくは常任理事会の承認を得るものとする。

(付則)

第18条 本規則は令和4年10月27日から実施される。